

鳥取縣公報

規則

△鳥取縣規則第四十七号

自作農創設特別措置特別会計施設補助金交付規程を次のように定める。

昭和二十五年七月二十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

自作農創設特別措置特別会計施設補助金交付規程

第一條 知事は昭和二十五年農林省告示第一二五号自作

農創設特別措置特別会計施設補助金交付規程による補

助金を市町村に交付するときはこの規程による。

第二條 前條に規定する経費は左に掲げるものとする。

一、農地対價等徴収に必要な市町村の経費

二、国有農地等の維持管理に必要な市町村農地委員会に要する市町村の経費

昭和二十五年七月二十一日 金曜日 第二千百二十七号

本書ノ大キサハ國立規格A五判

第三條 この規程による補助金の交付を受けようとする市町村は様式第一号による申請書に左に掲げる書類を添付し二通を知事に提出しなければならない。

〔前條第一号による場合〕

一、様式第二号による事業計画書

二、様式第三号による收支予算書

〔前條第二号による場合〕

三、様式第四号による事業計画書

四、様式第五号による收支予算書

前項の書類の外知事は必要と認める書類の提出を命ずることがある。

第四條 補助金の交付を受けた市町村で前條の規定により知事に提出した書類に記載した事項に重要な変更を加えようとするときは予め知事に届け出なければならぬ

ない。

前項の規定による届け出があつた場合には知事は必要と認める事項の変更を命ずることがある。

第五條 第三條の補助金の交付を受けた市町村は翌年五月三十一日までに様式第二号、第三号、第四号、第五号による事業成績書及び收支決算書を知事に提出しなければならない。

第六條 補助金の交付を受けた市町村が左の各号の一に該当するときは知事は補助金の全部若しくは一部の還付を命ずることがある。

一、本規程に違背したとき

二、補助金交付の條件に違背したとき

三、支出額が予算額に比べて著しく減少したとき

附 則

1、この規程は公布の日から施行し昭和二十五年四月一日から適用する。

2、この規程によつて市町村が知事に提出する書類は所轄地方事務所を経由しなければならない。

告 示

◆鳥取縣告示第三百四十六号

助産婦名簿に次の者を登録した。

昭和二十五年七月二十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍地 氷高郡青谷町大字青谷四、〇二六番地
現住所 同本籍地

昭和二十五年七月十日第一、五〇八号

塩 俊 子

大正十一年九月十二日生

本籍地 八頭郡西郷村大字小河内二〇五番地
現住所 同本籍地

昭和二十五年七月十日第一、五〇九号

塩 原 英 子

大正十三年十月二十五日生

本籍地 島根縣穩地郡五箇村大字山田一、一一一一番地
現住所 鳥取市古市一 市立鳥取市民病院内

昭和二十五年七月十日第一、五一一号

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

00734

昭和二十五年七月十日第一、五一〇号

田 中 井 喜 美 子

◆鳥取縣告示第三百四十七号
健康保険法、船員保険法に基く保険医の指定を次のように取消した。

昭和四年四月一日生

本籍地 岡山縣小田郡等岡町大字笠岡二、四二五番地
現住所 東伯郡上井町上井四四九番地

昭和二十五年七月十日第一、五一一号

齊 藤 满 佐 子

昭和三年十二月二十一日生

診療科名 診 療 所 在 地

取消事由 保険医氏名 取消年月日

内、外、小 十倉 医 院 米子市尾高町一〇五

診療所閉鎖 十倉仙一 昭和二十五年六月三日
管外轉出 佐川秀逸 同 七月十日

産婦人 市立鳥取市民病院 鳥取市古市一

◆鳥取縣告示第三百四十八号
健康保険法、船員保険法に基く保険医に次のような異動があつた。

昭和二十五年七月二十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

00735

診療科名 称

新

異動事由

保険医氏名

異動年月日

歯 湖山歯科医院

鳥取市賀露町一
七〇三東伯郡橋津村橋
津三二三姓名及び診療
所々在地変更

湖山弘行

昭和二十五年
五月三十日

全 騎坂医院

日野郡多里村多
里二三二日野郡大宮村印
賀一一九六

診療所々在地

騎坂浦雄

同六月 八日

歯 河瀬歯科医院

鳥取市東町一四
三の一鳥取市大工町頭
二一

同

河瀬淳一

同六月十六日

外 浜村町立直營診療所

岩美郡浦富町牧
谷五〇〇氣高郡浜村町勝
院市立鳥取市民病
院

同

同

内、皮 巨島医院

鳥取市本町一丁

鳥取市立川町二
丁目一〇九

同

巨島 博

同七月 一日

眼、小 林歯科医院

鳥取市本町一丁

鳥取市立川町二
丁目一〇九

同

林 寛

同六月十五日

◇鳥取縣告示第三百四十九号

健康保険法、船員保険法に基く保険医（歯科医師である保険医を含む）を次のように指定した。

昭和二十五年七月二十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

診療科名	名 称	一 所 在 地	保険医氏名	指 定 年 月 日
内、小	安陪診療所	八頭郡河原町大字河原一九七の三 同	安陪 幸人	昭和二十五年五月二十六日

00736

内、外

神奈川村国民健康保
險直營診療所日野郡神奈川村大字武庫四八四ノ
一

万袋 寸三

六月 一日

内、小

大村医院

八頭郡智頭町智頭一六九〇
同 同

大村節次郎

七月 一日

内、小

都橋歯科医院

一六五六

都橋

六月十五日

内、小

橋本同

尾島同

尾島 德子

六月二十日

内、小

田村歯科浦富出張所

東伯郡由良町由良宿一一四六
同 同

田中 隆正

六月十三日

内、小

倉繁歯科分院

岩美郡浦富町七三四ノ三
同 同

藤川 政男

七月 十日

内、小

大伊村国民健康保險
直營診療所八頭郡大伊村大字殿三六八
同 同

山田 秀夫

四月 一日

内、小

巨島医院

岩美郡浦富町牧谷五〇〇
同 同

巨島 恵子

七月 一日

内、小

伊藤歯科医院

鳥取市吉方二七〇
同 同

今田 尚子

七月 一日

産婦人

市立鳥取市民病院

鳥取市古市一
同 同

原田 肇

七月 十日

◇鳥取縣告示第三百五十号

岩美地方事務所及び氣高地方事務所管内において検税吏
員証、縣稅検査章及び縣稅滯納者財產差押証票を次によ
うに返納並びに交付した。

昭和二十五年七月二十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

00737

区分	番号	交付年月日	所屬庁	資格	氏名
縣稅檢查章	一七	昭和二十五年七月一日返納	岩美地方事務所	鳥取縣事務吏員	吉村 一雄
同	一六二	同	同	氣高同	同
財產差押証票	一七	同	返納	岩美同	同
同	一六三	同	交付	氣高同	同
檢稅吏員証	五七	同	同	同	同
同	五八	同	同	同	同
同	同	同	同	岩美同	同
同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	高野 須泰昭	同

◇鳥取縣告示第三百五十一号
次の保安林を解除する予定である。

昭和二十五年七月二十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治
記

縣	郡 町村 大字	字	地 番	地目	全面積	積	要解除実測 又は見込面積	所有者住所
鳥取	八頭 社 安藏	鹿の子下の谷	一、三四〇ノ一	一、四五〇〇	一、六五〇〇	一、六五〇〇	一、六五〇〇	社 村
同	同 同 同	同	一、六五七ノ一	一、六五〇〇	一、六五〇〇	一、六五〇〇	一、六五〇〇	同
同	同 同 同	同	一、六五七ノ一	一、六五〇〇	一、六五〇〇	一、六五〇〇	一、六五〇〇	同

◇鳥取縣告示第三百五十二号
昭和二十五年度生活改良普及員の臨時資格試験を次の通り実施する。

昭和二十五年七月二十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、日時及び場所

□ 日時 昭和二十五年九月二十六日から二十八日まで三日間

□ 場所 東伯郡上井町

(3) 時間割及び場所の詳細は別途受験者に通知する。

二、試験

□ 筆記試験

A 必須項目

- 1、農業一般
- 2、家事経済
- 3、被服及び住居
- 4、食物と栄養
- 5、家庭保健及び衛生

□ 実地試験

実地指導上必要な知識についてこれを行う。この実

施に当つては地域性を重視することとする。

□ 社会常識検査

生活改良普及員として必要な社会常識についてこれ

を行う。

四 人物検査

生活改良普及員として必要な個人的、公民的能力及び社会的、道徳的適応性の程度についてこれを行ふ。

三、提出書類及び期限

〔一 受験願書 別紙様式〕

1、提出期限

昭和二十五年八月三十一日まで

2、願書に添附すべき書類

- (1) 履歴書 別記様式〔一〕
- (2) 寫眞（名刺版）受験願書の裏面に貼附する。
- (3) 筆記試験選択項目申込書 別記様式〔二〕
- (4) 学校卒業証明書或は試験検定合格証明書
- (5) 受験資格を證明する資料
- (6) 身体検査書

〔二 受験願書提出先

鳥取縣農林部農業改良課

「註」必ず書留郵便又は本人持参のこと。

四、受験資格

〔一 旧制中等学校（旧制乙種農学校を含む）又は新制

00740

高等学校卒業者で卒業後三箇年以上國、公共團体もしくは法人立の農業もしくは家政に関する試験研究、教育機關において試験研究もしくは教育に從事した者又は公共團体もしくは法人の組織において農業もしくは家政に關する業務もしくは普及事業に從事した者

農業又は家政に關する旧制又は新制専門学校、新制短期大學、都道府縣立農業講習所又はこれに準する教育機

註1、実業學校卒業程度検定及び専門學校入学者検定

規定による試験検定に合格した者は旧制中等學校

卒業者とみなすこととする。

2、実業學校教員検定規定による農業又は家政に關する學科目的検定に合格した者、中學校、高等女學校教員検定規定による農業又は家政に關する學科目的検定に合格した者及び専門學校卒業程

が検定規定による農業に關する學科目的試験檢定

業者とみなすこととする。

3、外國の學校で内地の學校における課程と同等以上

上の課程を修めた者は内地のこれに相当する學校

卒業者とみなすこととする。

4、外國において農業もしくは家政に關する試験研

究教育業務又は普及事業に從事した年数は内地の

それに相當する事業に從事した年数とみなすこと

とする。

5、旧制中等學校卒業者及びこれと同等以上の資格

を有する者を入所資格とする教育機關において農

業又は家政に関する課程を修めた者についてはそ

の修業年限を農業又は家政に關する業務に從事した者とみなすこととする。

五、合 格

試験に合格した者については試験終了後一箇月以内に公示するとともに合格証明書を附与する。

六、任 用

資格試験合格者名簿中より地区農業改良委員会が當該

〔一 様式〕（用紙半紙）

知 事 宛

年 月 日

右 氏

名 印

本籍地

現住所

〔二 様式〕（用紙半紙）

氏 名（振仮名をつけること）

生 年 月 日

私儀生活改良普及員資格試験を受けたいので書類を具

して願い上げます。

學業

生年月日

身上に關する事項

一年月何学校何学年に入学

一年月何学校何科卒業(又は何事由に依り何学年

中途退学又は何学年(在学中)

業務

氏印

私儀筆記試験選択項目中左記二項目について受験致します。

一年月何事由により何と改氏名等

記

一、摘要

試験研究に從事した期間

年 箍月

教育に從事した期間

年 箍月

普及事業に從事した期間

年 箍月

実務に從事した期間

年 箍月

合計

年 箍月

試験実施期日までの期間とすること

賞罰

一、年月何事由により何賞何罰を受く

◆鳥取縣告示第三百五十三号

鳥取縣國民健康保險委員會規程を次のようすに定める。

昭和二十五年七月二十一日

鳥取縣知事 西尾愛治

第一條 国民健康保險制度の円満な発達を期するため鳥取縣府に鳥取縣國民健康保險委員會(以下委員會といふ)を置く。

第二條 委員會は知事の諮詢により左の事項を審議する。

一、條例の制定、廢止又は組合及び保險團體連合會の

設立、解散並びに分合に関する事項

二、社團法人に対する規程の許可又はその取消に関する事項

三、療養の給付の充実改善に関する事項

四、保險者及びその團體連合會の經營する診療施設の經營に関する事項

五、その他指導監督上重要な事項

第三條 委員長は知事をもつてこれに充てる。

2 委員及び臨時委員は保險者及びその連合會その他關係團體の代表者並びに被保險者の利益を代表する者若しくは學識経験のある者の中から知事が任命又は委嘱する。

第六條 委員長は会務を總理する。

2 委員長が事故あるときは委員長の指名する委員がその職務を代理する。

第五條 委員會に幹事若干人を置く。

- 2 幹事は官公吏及び關係團體の職員中から知事が任命又は委嘱する。
- 3 幹事は委員長の指揮を受けて庶務を整理する。
- 第六條 委員會に書記若干人を置く。
- 2 書記は官公吏及び關係團體の職員中から委員長が任命又は委嘱する。
- 3 書記は上司の指揮を受けて庶務に從事する。

- 第七條 委員會の審議が特定の保險者又は保險團體連合會に關するとき、その保險者又は保險團體連合會の理事者は委員會に出席して意見を述べることができる。
- 第八條 委員會は地域別に支部を置くことができる。
- 2 支部に關する規程は別にこれを定める。
- 第九條 この規程に定めるものゝ外議事の手続その他委員會の運営に關し必要な事項は委員會が定める。

附則

この規程は昭和二十五年七月一日から適用する。

昭和二十二年七月鳥取縣告示第二七八号は廢止する。

00743

◆鳥取縣告示第三百五十四号

昭和二十五年七月二十九日定例縣会を鳥取市に招集する。

昭和二十五年七月二十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

昭和二十五年七月七日鳥取縣公報第二二二三号登載の鳥
取縣規則第四十四号中誤植があるので次のように訂正す
る。

教育委員會規則

四頁第二号様式(ゴム製)検査印

記

◆鳥取縣教育委員會規則第七号

学校事務職員の結核疾患による長期休養者の取扱いを次
のように定める。

昭和二十五年七月二十一日

鳥取縣教育委員會

学校事務職員の結核疾患による長期休養者取扱規則

学校事務職員の結核疾患のための長期休養を要する場合
の休職取扱については教育公務員特例法第十四條を準用
する。

附 則

この規則は公布の日から施行する。

昭和二十五年七月二十一日印刷

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可

印 刷 所 島 取 縣 島 取 市 東 町 取
行 動 者 島 取 市 東 町 取
島 取 縣 印 刷 所

